

住宅リフォーム助成事業 Q & A

《4：事業完了報告関連》

質問1：事業完了報告書の提出時に、施工業者に対して工事代金の一部の支払いが済んでいない場合、助成対象となりますか？

答え1：助成対象なりません。

助成を受けるためには、事業完了報告書の提出までに工事代金全額の支払いが完了している必要があります。このことを確認するため、事業完了報告書には工事代金全額の領収書の写しを添付していただくことになっています。

未払金がある場合には、支払済みの工事代金の内訳（消費税及び地方消費税、廃材処分費等）が確認できないため、工事全体について助成の対象となりません。

質問2：申請を世帯主が行い、工事代金の支払いは息子が行って、領収書の名義が息子になってしまう場合はどう対応したらよいでしょうか？

答え2：あくまでも、申請者名宛の領収書が必要となり、申請者以外の名義の領収書では対象なりません。

質問3：工事代金の支払いをクレジット払いや銀行振込などで行い、領収書が発行されない場合もあるが、事業完了報告書には何を添付すればいいのでしょうか？

答え3：領収書が無い場合は、施工業者に工事代金を支払ったことが証明できるもの（支払先が記載されている利用明細書など）を添付して下さい。

質問4：完了報告時に添付する写真はどのようなものを貼付すればよいのですか？

答え4：工事施工中及び工事完了後の写真（出来るだけ着工前と同じ角度、構図で撮影して下さい）

※いずれも写真の中に撮影日を入れて下さい。

質問5：事業完了報告書提出後に現地での検査はありますか？

答え5：事業完了報告書の提出後、現地検査（着手前及び完成後の写真に基づく工事実施の確認）を行うこともあります。